563 円× A

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{563\text{ 円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定

750 円× A

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{750\text{ 円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定